

裁判所の手続案内を (ウサノピアで実施分)

予約制で行います。

中津の裁判所からのお知らせ

現在、毎月一回（4月と8月を除く）、ウサノピアで行っている裁判所の手続案内については、予約制で行っています。

裁判所の民事・家事の手続きを利用したいが、その方法が分からない方は、手続案内実施日(※)の3日前までに中津の裁判所にお電話してください。よろしくお願ひします。

※ 手続案内実施日（令和6年5月～令和7年3月）

| | | | |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 令和6年 | 5月16日（木） | 6月13日（木） | 7月18日（木） |
| | 9月19日（木） | 10月17日（木） | 11月14日（木） |
| | 12月19日（木） | | |
| 令和7年 | 1月16日（木） | 2月13日（木） | 3月13日（木） |

案内時間は、午前9時30分～午後3時30分です。

予約先

電話：0979-22-2115

中津の裁判所

（大分地方裁判所中津支部・中津簡易裁判所・大分家庭裁判所中津支部）

「ウサノピアである手続案内の予約をしたい」とお伝えください。